２０２６年１０月２３日

北海製罐株式会社及び株式会社日本キャンパックとの合併に係る事前開示書類

（会社法第７９４条第１項及び会社法施行規則第１９１条に基づく開示事項）

東京都中央区日本橋室町二丁目１番１号
ホッカン株式会社
代表取締役　池田　孝資　㊞

当社は、当社を吸収合併存続会社、北海製罐株式会社及び株式会社日本キャンパック（以下併せて「消滅会社」という。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）に関し、会社法第７９４条第１項及び会社法施行規則第１９１条に従い、本合併に係る事前開示書類を当社本店に備置いたします。

１．吸収合併契約の内容（会社法第７９４条第１項）

２０２５年１２月２５日付で当社（当時の商号：ホッカンホールディングス株式会社）と消滅会社が締結した合併契約書は、別紙１のとおりです。

２．合併対価の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第１９１条第１号）

当社は、消滅会社の発行済株式の全株式を所有するため、本合併に際して一切の対価を交付しません。

３．合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第１９１条第２号）

消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

４．消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第１９１条第３号）

（１）　消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第１９１条第３号イ）

別紙２のとおりです。

（２）　消滅会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

（３）　消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の有無及びその内容（同号ハ）

該当事項はありません。

５．当社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の有無及びその内容（会社法施行規則第１９１条第５号イ）

該当事項はありません。

６．合併が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第１９１条第６号）

（１） ２０２６年3月３１日現在の当社及び２０２６年3月３１日現在の消滅会社の資産及び負債の額は、下表のとおりであります。

本合併後において、存続会社である当社の資産の額は負債の額を引続き上回ることが見込まれます。

	資産の額	負債の額
当社	金８０，７２７百万円	金４３，７６０百万円
消滅会社		
北海製罐株式会社	金３１，６５２百万円	金２５，６１２百万円
株式会社日本キャンパック	金４９，０１８百万円	金２９，１３１百万円

（２） 本合併後の当社の収益状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現状のところ予測されておりません。

（３） 以上のことから、本合併が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みがあるものと判断します。

以上

別紙１（吸収合併契約書）

（添付のとおり）

吸 収 合 併 契 約 書

ホッカンホールディングス株式会社（以下「甲」という。）、株式会社日本キャンパック（以下「乙」という。）及び北海製罐株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　（合併の方法）

1. 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併①」という。）を行う。
2. 甲及び丙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、丙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併②」といい、本合併①と併せて「本合併」という。）を行う。

第２条　（商号及び住所）

甲、乙及び丙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲（本合併の吸収合併存続会社）
商号：ホッカンホールディングス株式会社
（2026年10月１日付でホッカン株式会社に商号変更予定）
住所：東京都中央区日本橋室町二丁目１番１号

(2) 乙（本合併①の吸収合併消滅会社）
商号：株式会社日本キャンパック
住所：東京都中央区日本橋室町二丁目１番１号

(3) 丙（本合併②の吸収合併消滅会社）
商号：北海製罐株式会社
住所：北海道小樽市色内三丁目１番１号

第３条　（吸収合併に際して交付する金銭等に関する事項）

1. 甲は、本合併①に際し、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しないものとする。
2. 甲は、本合併②に際し、丙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しないものとする。

第４条　（資本金及び準備金）

甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、本合併により増加しないものとする。

第5条　（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2027年4月1日とする。但し、本合併に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲、乙及び丙が協議して合意の上、これを変更することができる。

第6条　（簡易合併・略式合併）

甲は会社法第796条第2項の規定により、乙及び丙は同法第784条第1項の規定により、それぞれ本契約について株主総会の承認を得ることなく本合併を行うものとする。

第7条　（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、乙及び丙の資産、負債及び権利義務の一切を承継する。

第8条　（善管注意義務）

甲、乙及び丙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、資産及び負債を管理するものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、予め甲乙間又は甲丙間で協議の上、これを実行する。

第9条　（本契約の変更及び解除）

甲、乙及び丙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、協議の上、書面で合意することにより、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条　（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲、乙及び丙が協議の上、これを定める。

第11条　（準拠法及び裁判管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生ずる紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本書１通を作成し、甲、乙及び丙のそれぞれが記名押印の上、甲が原本を、乙及び丙がその写しを保有する。

2025 年 12 月 25 日

甲：
東京都中央区日本橋室町二丁目１番１号
ホッカンホールディングス株式会社
代表取締役　池田孝資

乙：
東京都中央区日本橋室町二丁目１番１号
株式会社日本キャンパック
代表取締役　池田孝資

丙：
北海道小樽市色内三丁目１番１号
北海製罐株式会社
代表取締役　池田孝資

別紙２（消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

（添付のとおり）

第21期　　事 業 報 告

自　　2025年　4月　1日
至　　2026年　3月31日

北海製罐株式会社

（提供書面）

事　業　報　告

（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）

1．会社の状況に関する重要な事項

（1）事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く一方で、物価の上昇が家計の実質購買力や消費者マインドに与える影響が続き、景気は緩やかな回復基調を維持しつつも力強さを欠く展開となりました。また、海外景気の減速懸念や中東情勢をはじめとする地政学的リスク、為替動向等を背景に、先行き不透明な状況が継続しました。

【当社の販売状況】

■メタル缶

エアゾール用空缶につきましては、当社主力の殺虫剤関連製品が大きく減少し、家庭用エアコン洗浄剤、ホビー用塗料や自動車・工業製品等も低調に推移したことにより、前年を下回る結果となりました。

粉ミルク用空缶につきましては、インバウンド需要が減少した影響を受けましたが、価格改定が奏功し、前年並みの結果となりました。

食品缶詰用空缶につきましては、主力の水産缶詰は水産資源の減少を受けて低調に推移し、農産缶詰が減少しましたが、価格改定の影響により前年を上回る結果となりました。

美術缶につきましては、業務用スパイス缶は外食産業の需要回復を受けて堅調に推移しましたものの、ギフト需要の低迷を受けて海苔缶や菓子缶が減少した影響等により、前年を下回る結果となりました。

■プラスチック容器

飲料用ペットボトルにつきましては、ホット製品向けボトルの販売が好調に推移しましたものの、プライベートブランドを取り扱うお客様におけるボトルの内製化等の影響を受けて、前年を下回りました。

プリフォームにつきましては、酷暑によるコンビニエンスストアの来店客数減少やプライベートブランドの拡大等の影響が重なり、受注は低調に推移しましたが、大型ペットボトル用プリフォームの新規受注やメカニカルリサイクル材使用製品の増加等により、前年を上回りました。

これらの結果、プリフォームを含む飲料用ペットボトル全体としては、前年比で横ばいの結果となりました。

食品用ペットボトルにつきましては、つゆ製品向けスクイーズボトルや醤油製品向け PET 素材の二重構造バリアボトルの大容量容器が好調に推移したこと等により、前年を上回る結果となりました

以上の結果、全体の売上高は 276 億 87 百万円で前年度と同水準となり、営業利益は 13 億 17 百万円（前年度比 53.5%増）となりました。

（単位：百万円）

	第18期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第19期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	第20期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	第21期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで （当事業年度）
売上高	31,456	27,706	27,711	27,687
経常利益	△1,042	1,753	1,269	1,415
当期純利益	△1,936	2,008	1,069	1,251
総資産	29,642	30,317	30,792	31,652
純資産	2,253	4,311	5,169	6,040

（２）株式に関する事項（2026年3月31日現在）

① 発行可能株式総数　240,000株

② 発行済株式の総数　60,000株

③ 株主数　1名

④ 大株主に関する事項　ホッカンホールディングス株式会社（60,000株）

（３）会社役員に関する事項（2026年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 （代表取締役）	池田　孝資	ホッカンホールディングス(株)代表取締役社長 (株)日本キャンパック代表取締役社長 PT HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI 取締役
取締役副社長	佐藤　泰祐	ホッカンホールディングス(株)取締役専務執行役員 オーエスマシナリー(株)代表取締役社長
取締役専務執行役員	武田　卓也	総務部・人事部担当 ホッカンホールディングス(株)取締役常務執行役員 (株)日本キャンパック取締役専務執行役員 (株)ワーク・サービス代表取締役社長
取締役専務執行役員	砂廣　俊明	経理部担当 ホッカンホールディングス(株)取締役常務執行役員 (株)日本キャンパック取締役専務執行役員 PT HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI コミサリス
取締役常務執行役員	荒町　公一	営業本部長
監査役	石川　宏司	ホッカンホールディングス(株)常勤監査役 (株)日本キャンパック監査役
監査役	渡邉　基樹	ホッカンホールディングス（株）監査役

（４）その他会社の状況に関する重要な事項

当社は、2025年12月25日開催の取締役会において、2027年4月1日を効力発生日として、ホッカンホールディングス株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする合併契約書を締結することを決定し、同日付で同契約書を締結いたしました。

2．業務の適正を確保するための体制

（1） 業務の適正を確保するための体制の概要

ホッカングループの一員である当社は、ホッカンホールディングス株式会社の定める同社および同社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に準じて、概要以下の事項を定めています。

① 取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項
② 取締役の職務の執行に係る情報の保存管理に関する体制に関する事項
③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項
④ 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項
⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制に関する事項
⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

（2） 運用状況の概要

① コンプライアンス体制

当社ではコンプライアンス委員会に委員を出席させており、また、コンプライアンス研修についても親会社の指導のもと、本年度、当社の経営者・管理職・従業員に対して実施しております。

内部通報制度についても全役職員に周知させており、法令等に関して疑義のある行為が発生した場合には、コンプライアンス委員会に報告を行い、改善・再発防止策を取る体制を維持しております。

② リスク管理体制

当社ではリスク管理委員会に委員を出席させており、また、リスク管理シートを作成し、当社事業を取り巻くリスクに対応して適宜更新をしております。

③ 取締役の職務の執行体制および親会社への報告体制

当社では決裁基準に従い、取締役会の決議事項および報告事項を明確に定めたうえで、取締役会を開催しております。

また、子会社管理規程に則り、毎月開催されております親会社グループ経営会議に当社の業績や営業状況等を報告しております。

④ 監査役監査の実効性

当社では監査役がコンプライアンス委員会に本年度 5 回参加しており、内部通報やコンプライアンス違反等の報告を受ける体制が整備されております。

また、取締役会以外についても業績検討会議や予算会議へ出席するなど社内の重要な意思決定の過程および業務の執行状況についても把握しております。

3．親会社等との間の取引に関する事項

当社は親会社であるホッカンホールディングス株式会社と経営管理料の支払および資金の借入等の取引があります。当社取締役会は、経営管理料は基本契約書に基づき前年度の売上高等を算定基準として毎期決定しており、また資金の借入については市場金利を勘案して利率を合理的に決定していることから、本取引は当社および少数株主の利益を害するものではないと判断しています。

４．会計監査人に関する事項

（１） 会計監査人の名称　　Moore みらい監査法人

以　上

第21期　　計 算 関 係 書 類

自　　2025年　　4月 1日
至　　2026年　　3月31日

北海製罐株式会社

貸 借 対 照 表

（ 2026年3月31日現在 ）

（ 単位: 百万円 ）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	15,593	流動負債	8,178
現金・預金	64	買掛金	4,889
受取手形	303	短期借入金	1,536
売掛金	6,642	未払金	648
電子記録債権	1,430	設備未払金	126
製品	2,918	賞与引当金	183
仕掛品	1,445	資産除去債務	14
材料・貯蔵品	1,260	リース債務	172
未収入金	683	未払法人税等	133
有償支給取引に係る資産	701	未払消費税等	128
その他	153	有償支給取引に係る負債	187
貸倒引当金	△ 8	その他	157
		固定負債	17,433
固定資産	16,059	長期借入金	14,800
有形固定資産	13,499	リース債務	393
建物	1,303	役員株式給付引当金	22
構築物	18	従業員株式給付引当金	66
機械及び装置	3,869	退職給付引当金	2,132
車両及び運搬具	0	長期未払金	3
工具器具及び備品	80	資産除去債務	12
土地	7,628	その他	2
リース資産	416	負債合計	25,612
建設仮勘定	181	純資産の部	
無形固定資産	437	株主資本	6,025
投資その他の資産	2,122	資本金	500
投資有価証券	601	資本剰余金	1,777
関係会社株式	10	資本準備金	750
前払年金費用	217	その他資本剰余金	1,027
繰延税金資産	1,264	利益剰余金	3,748
その他	29	その他利益剰余金	3,748
貸倒引当金	△ 0	繰越利益剰余金	3,748
		評価・換算差額等	15
		その他有価証券評価差額金	15
		純資産合計	6,040
資産合計	31,652	負債純資産合計	31,652

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 2025年　4月　1日 から
2026年　3月31日 まで 〕

（ 単位: 百万円 ）

科目	金額	
売上高		27,687
売上原価		21,200
売上総利益		6,486
販売費及び一般管理費		5,168
営業利益		1,317
営業外収益		
受取利息・配当金	50	
賃貸料	272	
その他	92	414
営業外費用		
支払利息	227	
貸付資産管理費	69	
その他	20	316
経常利益		1,415
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	9	
固定資産減損損失	4	
投資有価証券評価損	46	60
税引前当期純利益		1,355
法人税，住民税及び事業税	△ 166	
法人税等調整額	270	103
当期純利益		1,251

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（2025年　4月　1日 から
2026年　3月31日 まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	500	750	1,027	1,777	2,898	2,898
当期変動額						
剰余金の配当				―	△ 402	△ 402
当期純利益				―	1,251	1,251
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				―		―
当期変動額合計	―	―	―	―	849	849
当期末残高	500	750	1,027	1,777	3,748	3,748

	株主資本	評価・換算差額等			純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,175	△ 5	△ 0	△ 5	5,169
当期変動額					
剰余金の配当	△ 402			―	△ 402
当期純利益	1,251			―	1,251
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	―	21	0	21	21
当期変動額合計	849	21	0	21	870
当期末残高	6,025	15	―	15	6,040

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産(通常の販売目的で保有する棚卸資産)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)	定額法を採用しております。
② 無形固定資産	定額法を採用しております。 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用可能期間(3～5年)による定額法であります。
③ リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
③ 役員株式給付引当金	株式交付規程に基づく取締役(社外取締役及びホッカンホールディングス株式会社と雇用契約のある者を除く)に対する将来のホッカンホールディングス株式会社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
④ 従業員株式給付引当金	株式交付規程に基づく従業員(ホッカンホールディングス株式会社と雇用契約のある者を除く)に対する将来のホッカンホールディングス株式会社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
⑤ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務費用は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

（4） 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

（5） ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段） 為替予約取引

（ヘッジ対象） 設備未払金

③ ヘッジ方針

為替変動リスクの低減の為、一定の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

（1）当事業年度に係る計算書類に計上した金額

有形固定資産及び無形固定資産	13,936 百万円
減損損失	4 百万円

（2）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。当社では、2026年３月末における減損の兆候の判定及び回収可能価額の算定にあたって、将来キャッシュ・フローの見積りに製造コストの増加による影響を反映しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際の将来キャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。製造コストの増加による影響については、以下の仮定を用いて将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

・ 仮定した将来事業計画について

翌事業年度においては、原材料価格、エネルギー価格の上昇、物流費、人件費等の増加に伴う製造コストの増加による影響が続くことを前提に作成しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

②に記載の主要な仮定については、最善の見積りを前提にしているため、今後の製造コストの増加による影響及び経済動向によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　53,262 百万円

（2）関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	291 百万円
② 短期金銭債務	1,717 百万円
③ 長期金銭債務	14,800 百万円

（3）保証債務

従業員の金融機関からの借入金に対して保証を行っております。	4 百万円

4. 損益計算書に関する注記

（1）関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	37 百万円
仕入高	1,265 百万円
販売費及び一般管理費	1,061 百万円
営業取引以外の取引による取引高	385 百万円

（2）減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額（百万円）
遊休地	土地	静岡県裾野市	4

（経緯）

上記の遊休地については、地価が帳簿価額に対して下落しているため、減損損失を認識し、特別損失（減損損失）に計上いたしました。

（グルーピングの方法）

当社は、遊休設備及び遊休地については個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

（回収可能価額の算定方法等）

遊休地については、正味売却価額により測定しており、第三者による価格調査（不動産鑑定評価）に基づく算定価額まで減額して評価しています。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当事業年度の末日における発行済み株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（千株）	60	―	―	60

（2）剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	402百万円	6,700円	2025年3月31日	2025年6月23日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月19日 定時株主総会	普通株式	438百万円	7,300円	2026年3月31日	2026年6月22日

6. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については親会社からの借入により資金を調達しております。デリバティブは、設備未払金の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信限度取扱規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を毎期見直す体制としております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日となっております。外貨建営業債務について、為替変動リスクを一定の範囲に限定することを目的に為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、ヘッジ開始日から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを低減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

有利子負債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であり、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に輸送用プリフォームコンテナ等の器具備品に係る資金調達であります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(投資有価証券601百万円及び関係会社株式10百万円)は、次表には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、未収入金、買掛金、短期借入金、リース債務(流動負債)、未払金ならびに設備未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 長期借入金	(14,800)	(14,288)	511
(2) リース債務(固定負債)	(393)	(385)	8

(※)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価:レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

長期借入金及びリース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	350 百万円
減損損失	1,632
退職給付引当金	668
子法人株式	178
棚卸資産	263
資産除去債務	8
その他	201
繰延税金資産小計	3,303
評価性引当額	△ 1,886
繰延税金資産合計	1,416
繰延税金負債	
圧縮積立金	△ 82
前払年金費用	△ 68
その他	△ 1
繰延税金負債合計	△ 152
繰延税金資産の純額	1,264

(2)法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号　2021年８月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1)賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、北海道その他の地域において、遊休地及び賃貸用住宅等(土地を含む。)を有しております。2026年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

(2)賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額(百万円)			当事業年度末の時価(百万円)
当事業年度期首	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
878	△ 5	872	1,604

(注)１. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
２. 当事業年度増減額のうち、主要な減少額は減損損失(△4百万円)であります。
３. 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による鑑定評価に基づく金額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ホッカンホールディングス㈱	東京都中央区	11,086	経営管理他	被所有(直接)100%	兼任6名	経営管理等	資金の借入(注1)	2,985(注2)	短期借入金	1,536
								資金の借入(注1)	1,300	長期借入金	14,800
								資金の返済	-		
								利息の支払(注1)	213	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の借入及び資金の貸付については市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。

(注2)取引金額は、期中平均残高を表示しております。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	東都成型㈱	群馬県邑楽郡	160	容器事業	所有(直接)100%	-	各種容器の仕入	賃貸料収入(注)	72	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)賃貸料については、近隣の地代を参考にした価格によっております。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	㈱日本キャンパック	東京都中央区	411	充填事業	なし	兼任4名	当社製品の販売	当社製品の販売(注1)	2,062	売掛金	504
	オーエスマシナリー㈱	北海道小樽市	400	機械製作事業	なし	兼任1名	設備の購入、修理等	設備の購入(注2)	1,199	設備未払金	19
								設備の撤去(注2)	0	未払金	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)当社製品の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2)設備の購入等については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

10. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. １株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　　100,678円11銭
（2）１株当たり当期純利益　　20,864円93銭

独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

北海製罐株式会社

取締役会　御中

Mooreみらい監査法人
東京都千代田区
指定社員
業務執行社員　公認会計士　後　宏治

指定社員
業務執行社員　公認会計士　中村英人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北海製罐株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会

計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役連絡会は、2025 年４月１日から 2026 年３月 31 日までの第 21 期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．　監査役及び監査役連絡会の監査の方法及びその内容

（１）監査役連絡会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役連絡会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役連絡会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている親会社との間の取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．　監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 Moore みらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026 年５月７日

北海製罐株式会社　　監査役連絡会

常任監査役 石川宏司

監査役 渡邉基樹

第 54 期　計算関係書類

（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）

事業報告書

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

会計監査人の監査報告書

監査役の監査報告書

株式会社日本キャンパック

（提供書面）

事　業　報　告

（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

１．会社の状況に関する重要な事項

（１）事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く一方で、物価の上昇が家計の実質購買力や消費者マインドに与える影響が続き、景気は緩やかな回復基調を維持しつつも力強さを欠く展開となりました。また、海外景気の減速懸念や中東情勢をはじめとする地政学的リスク、為替動向等を背景に、先行き不透明な状況が継続しました。

このような状況のなか、2025年1月から12月の清涼飲料市場は、17億6,400万函（前年比3.0%減）となりました。パッケージ別では、缶が前年比 3.8%減、びんが前年比 14.3%減となり、ペットボトルにつきましては前年比 2.8%減となりました。チャネル別では、コンビニエンスストアが前年比 2.3%減となり、自動販売機につきましては 5.0%減、スーパーにつきましては 4.5%減となりました。

当社の2025年4月から 2026年3月の販売状況につきましては、ＳＯＴ缶製品では缶コーヒー主力得意先の販売価格戦略による効果で受注が増加したこと等により、前年を上回る結果となりました。ボトル缶製品では、競合パッカーの生産設備集約により主力得意先の受注が増加したこと等により、前年を上回る結果となりました。大型（アセプティック）製品では、コンビニ向け１Ｌ製品が好調に推移したことや２Ｌ製品が前年より受注が回復したこと等により、前年を上回る結果となりました。小型（アセプティック）製品では、生産ロットの細分化や内容量増加に伴う生産速度の低下等により、前年を下回る結果となりました。また、ミネラルウォーター（アセプティック）については、主力得意先が廉価品の影響等を受けたことにより受注が減少し、前年を下回る結果となり、全体としましては、前年を下回る結果となりました。

以上の結果、売上高は37,241 百万円（前年同期比 0.4%増）となり、営業利益は 2,746百万円（前年同期比 3.9%増）、経常利益は2,985百万円（前年同期比5.7%増）、当期純利益は1,971 百万円（前年同期比 12.7%増）となりました。

（単位：百万円）

	第51期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第52期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	第53期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	第54期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで （当事業年度）
売　上　高	35,236	35,878	37,104	37,241
経 常 利 益	1,325	2,336	2,824	2,985
当期純利益	330	796	1,748	1,971
総　資　産	55,388	53,136	48,214	49,018
純　資　産	19,277	18,841	19,201	19,886

（２）株式に関する事項（2026年3月31日現在）

①　発行可能株式総数　　3,200,000株

②　発行済株式の総数　　822,000株

③　株主数　　1名

④　大株主に関する事項　ホッカンホールディングス株式会社（822,000株）

（３）会社役員に関する事項（2026 年 3 月 31 日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 （代表取締役）	池田　孝資	ホッカンホールディングス株式会社代表取締役社長 北海製罐株式会社代表取締役社長 PT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI 取締役
取締役副社長	多田　秀明	エンジニアリング部・技術部・品質保証部・ＳＣＭ部管掌 ＣＳＲ推進部担当 ホッカンホールディングス株式会社取締役専務執行役員 NIHON CANPACK（VIETNAM）Co.,Ltd 代表取締役社長
取締役 専務執行役員	砂廣　俊明	経理部担当兼経理部長 ホッカンホールディングス株式会社取締役常務執行役員 北海製罐株式会社取締役専務執行役員 くじらい乳業株式会社取締役 PT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI コミサリス
取締役 専務執行役員	武田　卓也	人事総務部担当 ホッカンホールディングス株式会社取締役常務執行役員 北海製罐株式会社取締役専務執行役員 株式会社ワーク・サービス代表取締役社長
取締役 常務執行役員	山岸　秀信	営業本部長
常任監査役	森尻　康弘	くじらい乳業株式会社監査役 オーエスマシナリー株式会社監査役 ＫＥ・ＯＳマシナリー株式会社監査役 株式会社真喜食品監査役 NIHON CANPACK（VIETNAM）Co.,Ltd コミサリス PT.HOKKAN INDONESIA 代表コミサリス
監査役	石川　宏司	ホッカンホールディングス株式会社常勤監査役 北海製罐株式会社監査役

（４）その他会社の状況に関する重要な事項

当社は、2025 年 12 月 24 日開催の取締役会において、2027 年 4 月 1 日を効力発生日として、ホッカンホールディングス株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする合併契約書を締結することを決定し、同日付で同契約書を締結いたしました。

２．業務の適正を確保するための体制

（１） 業務の適正を確保するための体制の概要

ホッカングループの一員である当社は、ホッカンホールディングス株式会社の定める同社および同社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に準じて、概要以下の事項を定めています。

① 取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項
② 取締役の職務の執行に係る情報の保存管理に関する体制に関する事項
③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項
④ 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項
⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制に関する事項
⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

（2） 運用状況の概要

当社は上述のとおり2026年3月開催の取締役会において業務の適正を確保するための体制の運用状況を報告しています。

① コンプライアンス体制

当社ではコンプライアンス委員会に委員を出席させており、また、コンプライアンス研修についても親会社の指導のもと、本年度、当社の経営者・管理職・従業員に対して実施しております。

内部通報制度についても全役職員に周知させており、法令等に関して疑義のある行為が発生した場合には、コンプライアンス委員会に報告を行い、改善・再発防止策を取る体制を維持しております。

② リスク管理体制

当社ではリスク管理委員会に委員を出席させており、また、リスク管理シートを作成し、当社事業を取り巻くリスクに対応して適宜更新をしております。

③ 取締役の職務の執行体制および親会社への報告体制

当社では決裁基準に従い、取締役会の決議事項および報告事項を明確に定めたうえで、取締役会を開催しております。

また、子会社管理規程に則り、毎月開催されております親会社グループ経営会議に当社の業績や営業状況等を報告しております。

④ 監査役監査の実効性

当社では監査役がコンプライアンス委員会に本年度4回参加しており、内部通報やコンプライアンス違反等の報告を受ける体制が整備されております。

また、取締役会以外についても業績検討会議、予算会議へ出席するなど社内の重要な意思決定の過程および業務の執行状況についても把握しております。

3．親会社等との間の取引に関する事項

当社は親会社であるホッカンホールディングス株式会社と経営管理料の支払および資金の借入等の取引があります。当社取締役会は、経営管理料は基本契約書に基づき前年度の売上高等を算定基準として毎期決定しており、また資金の借入については市場金利を勘案して利率を合理的に決定していることから、本取引は当社および少数株主の利益を害するものではないと判断しています。

4．会計監査人に関する事項

（1） 会計監査人の名称　　Mooreみらい監査法人

（2） その他会計監査人に関する事項　　該当なし

以　上

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	**12,895**	**流動負債**	**19,551**
現金預金	15	買掛金	6,857
電子記録債権	904	短期借入金	2,722
売掛金	9,657	一年内長期借入金	5,500
原材料	75	未払金	2,085
貯蔵品	1,309	設備未払金	248
未収入金	384	未払法人税等	717
前払費用	155	未払費用	697
有償支給取引に係る資産	329	賞与引当金	563
その他の流動資産	62	リース債務	28
		資産除去債務	81
		その他の流動負債	49
固定資産	**36,123**	**固定負債**	**9,580**
有形固定資産	**28,273**	長期借入金	9,000
建物	8,429	退職給付引当金	74
構築物	1,092	役員株式給付引当金	24
機械及び装置	8,058	従業員株式給付引当金	78
車両及び運搬具	1	リース債務	63
工具器具備品	151	資産除去債務	152
土地	10,016	繰延税金負債	185
リース資産	80		
建設仮勘定	443		
		負債合計	**29,131**
無形固定資産	**161**	**株主資本**	**18,996**
電話加入権	7	**資本金**	**411**
施設利用権	0	**資本剰余金**	**148**
ソフトウェア	153	資本準備金	28
		その他資本剰余金	120
投資その他の資産	**7,687**	**利益剰余金**	**18,436**
投資有価証券	1,213	利益準備金	102
関係会社株式	5,194	その他利益剰余金	18,334
関係会社出資金	487	圧縮積立金	137
長期未収入金	2	繰越利益剰余金	18,197
その他の投資等	793	**評価・換算差額等**	**890**
貸倒引当金	▲3	**その他有価証券評価差額金**	**890**
		純資産合計	**19,886**
資産合計	**49,018**	**負債・純資産合計**	**49,018**

損 益 計 算 書

（自　2025年4月　1日
至　2026年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**37,241**
売上原価		**27,419**
売上総利益		**9,822**
販売費及び一般管理費		**7,075**
営業利益		**2,746**
営業外収益		
貸付資産収益	78	
受取利息及び配当金	29	
受取保険金	50	
保険配当金	47	
保険満期金	200	
雑収入	53	459
営業外費用		
支払利息	187	
弔慰金	30	
雑損失	3	220
経常利益		**2,985**
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	86	86
税引前当期純利益		**2,898**
法人税、住民税及び事業税	901	
法人税等調整額	26	927
当期純利益		**1,971**

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（自 2025 年 4 月 1 日　　至 2026 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	411	28	120	148	102	168	17,510	17,780	18,340
事業年度中の変動額									
圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－	▲30	30	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	▲1,315	▲1,315	▲1,315
当期純利益	－	－	－	－	－	－	1,971	1,971	1,971
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	▲30	686	656	656
当期末残高	411	28	120	148	102	137	18,197	18,436	18,996

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	861	861	19,201
事業年度中の変動額			
圧縮積立金の取崩	－	－	－
剰余金の配当	－	－	▲1,315
当期純利益	－	－	1,971
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	29	29	29
事業年度中の変動額合計	29	29	685
当期末残高	890	890	19,886

［個別注記表］

（重要な会計方針に係る事項）

1．有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりです。

子会社株式および関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
(1) 市場価格のない株式等以外のもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
(2) 市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

2．棚卸資産の評価基準および評価方法は次のとおりです。

(1)原材料	総平均法に基づく原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
(2)貯蔵品	個別法による原価法

3．固定資産の減価償却の方法は次のとおりです。

(1)有形固定資産 （リース資産を除く）	定額法を採用しております。
(2)無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法を採用しております。 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法であります。
(3)リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。 なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4．引当金の計上基準は次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役（社外取締役を除く）に対する将来のホッカンホールディングス株式会社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 従業員株式給付引当金

株式交付規程に基づく執行役員（ホッカンホールディングス株式会社及び北海製罐株式会社と雇用契約のあるものを除く）及び従業員に対する将来のホッカンホールディングス株式会社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務債務の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生事業年度から費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準は次のとおりです。

製品の製造に係る収益は、主に飲料の受託充填料であり、顧客との製造受託契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されますが、当該製造受託契約は、顧客への取引価格の請求を製品の製造が完了した時点で捉え、その時点で当該製品の支配が顧客に移転していると判断し、取引価格を製造完了までの履行義務と引き渡しまでの履行義務とに区分し、それぞれ、製造完了時点と引渡時点とで収益を認識しております。

なお、引き渡しまでの履行義務に係る取引価格を、実質保管料相当額にて算出することで、取引価格を配分しております。

6. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

有形固定資産	28,273百万円
減損損失	－百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。当社では、2026年3月末における減損の兆候の判定及び回収可能価額の算定にあたって、将来キャッシュ・フローの見積りに人件費・物流費の上昇による影響を反映しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来営業キャッシュ・フローは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際の将来営業キャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。賃上げや物流業界の働き方改革に伴う製造コストの上昇による影響については、以下の仮定を用いて将来営業キャッシュ・フローの見積りを行っております。

・仮定した将来事業計画について

翌事業年度においては、人件費・物流費の上昇が続くことを前提に作成しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

②に記載の主要な仮定については、最善の見積りを前提にしているため、今後の経済動向によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

7. 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産に対する減価償却累計額　79,682 百万円

2. 保証債務

下記関係会社の金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。

くじらい乳業株式会社	220 百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	131百万円
長期金銭債権	－ 百万円
短期金銭債務	8,436百万円
長期金銭債務	9,000百万円

（損益計算書に関する注記）

1. 関係会社との取引高

営業取引	売上高	53百万円
	仕入高	－ 百万円
	販売費および一般管理費	1,132百万円
営業取引以外		183百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数（株）	当期増加株式数（株）	当期減少株式数（株）	当期末の株式数（株）
普通株式	822,000	－	－	822,000

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当金額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	657	800.00	2025年 3月31日	2025年 6月23日
2025年9月25日 取締役会	普通株式	657	800.00	2025年 9月26日	2025年 9月26日

(2)基準日が当事業年度に属する配当の内、配当の効力が翌期になるもの

決議（予定）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当金額（円）	基準日	効力発生日
2026年6月19日 定時株主総会	普通株式	657	800.00	2026年 3月31日	2026年 6月22日

（税効果会計に関する注記）

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金	176	百万円
賞与引当金社会保険料	24	百万円
貯蔵品	17	百万円
資産除去債務	73	百万円
未払事業税	40	百万円
修理費	15	百万円
減損損失	164	百万円
投資有価証券評価損	25	百万円
関係会社出資金評価損	20	百万円
従業員株式給付引当金	24	百万円
退職給付引当金	23	百万円
その他有価証券評価差額金	151	百万円
連結納税加入に伴う時価評価	961	百万円
その他	38	百万円
繰延税金資産　　小計	1,757	百万円
評価性引当額	▲1,200	百万円
繰延税金資産　　合計	557	百万円
繰延税金負債		
資産除去債務	9	百万円
圧縮積立金	62	百万円
連結納税開始に伴う時価評価	670	百万円
繰延税金負債　　合計	742	百万円
繰延税金資産の純額	▲185	百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号　2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料

1年内	4百万円
1年超	3百万円
計	7百万円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用および資金調達については、ホッカンホールディングス㈱とシェアード業務基本契約書を締結し、全てホッカンホールディングス㈱に委託する方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の与信状況を1年ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。借入金は、金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ行うこととしております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。なお、投資有価証券のうち市場価格のない株式等（貸借対照表計上額0百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、市場価格のない関係会社株式5,194百万円及び関係会社出資金487百万円も、次表には含めておりません。

さらに、現金は注記を省略しており、預金、電子記録債権、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、設備未払金並びにリース債務（流動負債）は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額 （＊1）	時価 （＊1）	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1,213	1,213	－
(2) 長期借入金	(9,000)	(8,887)	112
(3) リース債務（固定負債）	(63)	(64)	▲0

（＊1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

（注 1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

1．親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	ホッカンホールディングス㈱	(100.00%)	充填事業に係る経営管理 役員の兼任	経営管理料	747	未払金	－
				業務委託料	187	未払金	－
				グループ通算制度に伴う支払	206	未払金	206
				利息の支払	183	未払費用	－
				資金の借入(*1)	2,008	短期借入金	2,722
				資金の借入	2,500	長期借入金	14,500

（＊1）取引金額は、期中平均残高を表示しております。

2. 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	くじらい乳業㈱	83.33%	役員の兼任	借入金の債務保証	220	－	－
子会社	㈱真喜食品	100.00%	製品の売上 役員の兼任	製品売上	53	売掛金	6

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	北海製罐㈱	－	飲料容器の購入・製品の購入 役員の兼任	飲料容器購入	2,062	買掛金	504

（注1）上記の金額の内、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針

価格その他の取引条件は、市場価格を勘案して一般取引と同様に決定しております。

（1株当たり情報に関する注記）

1. 1株当たり純資産額　24,192.93円
2. 1株当たり当期純利益　2,398.11円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（収益認識に関する注記）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（その他）

1. 端数処理

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

株式会社日本キャンパック

取締役会　御中

Mooreみらい監査法人
東京都千代田区
指定社員 業務執行社員　公認会計士　後　宏治

指定社員 業務執行社員　公認会計士　中村英人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本キャンパックの2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会

計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監 査 報 告 書

当監査役連絡会は、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 54 期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役連絡会の監査の方法及びその内容

(1)監査役連絡会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役連絡会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役連絡会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている親会社等との間の取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 Moore みらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026 年 5 月 8 日

株式会社日本キャンパック 監査役連絡会

常任監査役 森尻康弘

監 査 役 石川宏司

